

## 組合員資格確認のお願い

組合員の皆さまへ

茨城みなみ農業協同組合

定款 12 条で定めている組合員資格について変動があった場合には、資格変更の手続きが必要となりますので、最寄の当組合窓口へお申し出ください。

定款

### 【組合員の資格】

**第 12 条** この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。

② 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。

- 1 10 アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所又は経営に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの
- 2 1 年のうち 90 日以上農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの
- 3 農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が 300 人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が 3 億円を超える法人を除く。）であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの

③ 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。

- 1 この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの
- 2 この組合から※第 7 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで又は第 12 号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を 1 年以上継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
- 3 この組合から※第 7 条第 1 項第 4 号、第 10 号又は第 22 号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を 1 年以上継続して受けているこの組合の地区外に住所を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
- 4 この組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合
- 5 農業経営基盤強化促進法第 23 条第 1 項の認定を受けた農用地利用規程で定めると

ころに従い農用地利用改善事業を行う団体（その農用地利用改善事業の実施区域の全部又は一部がこの組合の地区内にある団体であって、前項第1号又は第2号に該当する正組合員（同項第1号に該当する正組合員にあつては、その住所がこの組合の地区内にある者に限る。）が主たる構成員となっているものに限る。以下「農用地利用改善事業実施団体」という。）であつて、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの（前項第3号及び前号に掲げるものを除く。）

- 6 農事組合法人等この組合の地区内に住所を有する第2項第1号又は第2号に掲げる者が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするものその他この組合又はこの組合の地区内に住所を有する同項第1号又は第2号に掲げる者が主たる構成員又は出資者となっている団体であつて、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの（前項第3号及び前2号に掲げる者を除く。）
- ④ 前2項の規定にかかわらず、別表各項の1に該当する者は、この組合の組合員となることができない。

※第7条第1項に定める事業とは、下記の通りです。

### 【事業】

第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。

- 1 省略
- 2 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 3 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 4 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 5 ～9 省略
- 10 組合員の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売
- 11 省略
- 12 共済に関する施設
- 13 ～21 省略
- 22 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項に規定する特定農地貸付け

## 別表

- 1 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)
  
- 2 次の各号の1に該当する者
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること